

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 4 9 号

平成 26 年 12 月 26 日

金 曜 日

目 次

条 例

- 四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例 (総務課) 2
- 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (同) 6
- 常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例 (同) 12
- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (同) 13

規 則

- 四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する規則 (同) 18

訓 令

- 四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令 (同) 21

公 告

- 平成 26 年度四日市港管理組合一般会計等補正予算の公表 (同) 22

条 例

四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布します。

平成 26 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 1 号

四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項まで並びに同条第 11 項において準用する法第 26 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業をすることができない職員)

第 2 条 配偶者同行休業をすることができない職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任用の期間（第 10 条において「任期」という。）を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員

(配偶者同行休業の承認)

第 3 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 5 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 8 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前 2 号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 6 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。第 8 条第 1 号及び第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までにおいて同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第 7 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が 3 年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1 回に限るものとする。

- 3 第 3 条及び前条第 2 項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第 8 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業を承認することとなったこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当することとなったこと。

(届出)

第 9 条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第 1 号に掲げる事由に該当することとなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当することとなった場合

- 2 第 6 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第 10 条 任命権者は、第 3 条又は第 7 条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第 3 項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第 2 号に掲げる任用は、申請期間について 1 年を

超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第 2 項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第 3 項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第 11 条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第 12 条 四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 11 号。

以下この条において「退職手当条例」という。）第 6 条の 4 第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第 7 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数（地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(規則への委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(四日市港管理組合職員定数条例の一部改正)

2 四日市港管理組合職員定数条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「休職者」の次に「、配偶者同行休業者」を加える。

(四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 6 第 7 項又は育児休業法」に改める。

第 2 条の 2 第 2 号中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削る。

第 10 条第 1 号中「育児休業法」を「地方公務員法第 26 条の 6 第 7 項又は育児休業法」に改める。

(四日市港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

4 四日市港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年四日市港管理組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 休業の状況

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 26 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第 2 号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例(昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 87.5)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 82.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 102.5)」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 42.5)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 37.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 47.5)」を加える。

附則第 12 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に、「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 1.3125)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 1.2375 (特定管理職員にあつては、100 分の 1.5375)」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 87.5)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 82.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 102.5)」を加える。

別表を次のように改める。

別表 (第 5 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	467,800	533,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	470,900	536,200
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	474,000	539,400
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	477,100	542,600
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,900	480,100	545,800
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	426,300	483,200	548,300
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,700	486,300	550,800
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	431,100	489,400	553,300
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	433,400	492,400	555,800
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	435,700	495,500	557,700
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	438,000	498,600	559,500
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	440,200	501,700	561,400
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	442,400	504,700	563,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	444,400	507,100	564,700
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	446,400	509,500	566,200
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	448,400	511,900	567,700
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,500	450,400	514,400	569,200
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,600	452,200	515,900	570,400
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,700	454,000	517,400	571,600
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	413,800	455,800	518,900	572,800
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	415,900	457,600	520,100	574,000
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	417,900	459,100	521,600	
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	419,900	460,600	523,100	
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	421,900	462,100	524,600	
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	424,000	463,600	525,900	
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	425,600	465,000	527,100	
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	427,200	466,400	528,300	
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	428,800	467,700	529,500	
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,600	430,500	468,900	530,700	
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,500	431,800	469,700	531,600	
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	384,400	433,100	470,500	532,500	
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	386,200	434,400	471,300	533,400	
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	388,000	435,700	472,100	534,200	
	34	189,200	245,100	286,000	331,700	360,000	389,700	437,000	472,900	535,100	
	35	190,700	246,600	287,900	333,800	361,800	391,400	438,300	473,700	536,000	
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	393,100	439,500	474,500	536,900	
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,300	394,800	440,800	475,300	537,800	
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,700	396,000	441,700	476,100	538,700	
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	368,200	397,200	442,600	476,900	539,600	
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,700	398,400	443,500	477,700	540,500	

41	198,700	255,700	298,700	345,600	371,200	399,500	444,300	478,500	541,400
42	200,000	257,100	300,400	347,500	372,400	400,700	445,100	479,200	
43	201,300	258,500	302,100	349,400	373,600	401,900	445,900	480,000	
44	202,600	259,900	303,800	351,300	374,800	403,100	446,700	480,800	
45	203,800	261,100	305,500	353,100	375,800	404,100	447,500	481,600	
46	205,100	262,500	307,200	354,700	376,700	404,800	448,300		
47	206,400	263,900	308,900	356,300	377,600	405,500	449,100		
48	207,700	265,300	310,600	357,900	378,500	406,200	449,900		
49	208,800	266,600	311,800	359,600	379,500	407,000	450,500		
50	209,900	267,800	313,400	360,800	380,300	407,700	451,300		
51	211,000	269,100	315,000	362,000	381,100	408,400	452,100		
52	212,100	270,400	316,600	363,100	381,900	409,100	452,900		
53	213,300	271,500	318,300	364,100	382,800	409,900	453,500		
54	214,300	272,700	319,900	365,200	383,500	410,600	454,300		
55	215,300	274,000	321,500	366,200	384,200	411,300	455,100		
56	216,300	275,300	323,100	367,300	384,900	412,000	455,900		
57	217,100	276,400	324,600	368,200	385,600	412,700	456,500		
58	218,100	277,500	325,800	368,900	386,200	413,400	457,300		
59	219,000	278,600	327,000	369,600	386,900	414,100	458,100		
60	220,000	279,700	328,200	370,300	387,600	414,800	458,900		
61	220,800	280,900	329,200	370,900	388,100	415,400	459,500		
62	221,800	281,900	330,200	371,600	388,800	416,100			
63	222,800	282,900	331,200	372,300	389,500	416,800			
64	223,800	283,900	332,200	373,000	390,200	417,500			
65	224,500	284,700	333,100	373,500	390,700	418,000			
66	225,500	285,600	333,800	374,200	391,400	418,600			
67	226,500	286,500	334,600	374,900	392,100	419,300			
68	227,600	287,400	335,400	375,600	392,800	420,000			
69	228,400	288,400	336,300	376,100	393,300	420,500			
70	229,200	289,200	337,000	376,800	394,000	421,200			
71	230,000	290,000	337,700	377,500	394,700	421,900			
72	230,800	290,800	338,400	378,200	395,400	422,600			
73	231,600	291,600	338,900	378,700	395,900	423,100			
74	232,300	292,100	339,500	379,400	396,600	423,800			
75	233,000	292,600	340,100	380,100	397,300	424,500			
76	233,700	293,100	340,700	380,800	398,000	425,200			
77	234,400	293,400	341,100	381,300	398,400	425,700			
78	235,200	293,800	341,600	381,900	399,100				
79	236,000	294,200	342,100	382,500	399,800				
80	236,800	294,600	342,600	383,100	400,500				
81	237,500	294,900	343,100	383,800	401,000				
82	238,200	295,300	343,600	384,400	401,700				
83	238,900	295,700	344,100	385,000	402,400				
84	239,600	296,100	344,600	385,600	403,100				

再任
職員以
外の
職員

85	240,300	296,400	345,100	386,200	403,600					
86	241,000	296,800	345,600	386,800						
87	241,700	297,200	346,100	387,400						
88	242,400	297,600	346,600	388,000						
89	243,100	297,900	347,000	388,700						
90	243,600	298,300	347,500	389,300						
91	244,100	298,700	348,000	389,900						
92	244,600	299,100	348,500	390,500						
93	244,900	299,300	348,800	391,200						
94		299,700	349,300							
95		300,100	349,800							
96		300,500	350,300							
97		300,700	350,600							
98		301,100	351,100							
99		301,500	351,600							
100		301,900	352,100							
101		302,100	352,400							
102		302,500	352,800							
103		302,900	353,200							
104		303,300	353,600							
105		303,500	354,100							
106		303,900	354,500							
107		304,300	354,900							
108		304,700	355,300							
109		304,900	355,800							
110		305,300	356,200							
111		305,700	356,600							
112		306,100	357,000							
113		306,300	357,500							
114		306,700								
115		307,100								
116		307,500								
117		307,700								
118		308,000								
119		308,300								
120		308,600								
121		309,000								
122		309,300								
123		309,600								
124		309,900								
125		310,300								
再任用職員	187,400	215,100	259,500	279,800	295,400	321,400	364,100	398,400	450,700	533,100

第 2 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 67.5（特定管理職員にあつては、100 分の 87.5）、12 月に支給する場合においては 100 分の 82.5（特定管理職員にあつては、100 分の 102.5）」を「100 分の 75（特定管理職員にあつては、100 分の 95）」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 32.5（特定管理職員にあつては、100 分の 42.5）、12 月に支給する場合においては 100 分の 37.5（特定管理職員にあつては、100 分の 47.5）」を「100 分の 35（特定管理職員にあつては、100 分の 45）」に改める。

第 23 条第 2 項中「、第 12 条の 3 及び第 13 条の 2」を「及び第 12 条の 3」に改める。

附則第 12 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 1.0125（特定管理職員にあつては、100 分の 1.3125）、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.2375（特定管理職員にあつては、100 分の 1.5375）」を「100 分の 1.125（特定管理職員にあつては、100 分の 1.425）」に、「、6 月に支給する場合においては 100 分の 67.5（特定管理職員にあつては、100 分の 87.5）、12 月に支給する場合においては 100 分の 82.5（特定管理職員にあつては、100 分の 102.5）」を「100 分の 75（特定管理職員にあつては、100 分の 95）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（第 22 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用し、第 1 条の規定（第 22 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 26 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の四日市港管理組合職員の給与に関する条例（次項及び附則第5項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、規則で定める職員の、第1条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例（次項及び附則第5項において「新条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、規則の定めるところによる。

（施行日から平成27年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から平成27年3月31日までの間において、新条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例等の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 26 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 3 号

常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(常勤の副管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 常勤の副管理者の給与に関する条例(昭和41年四日市港管理組合条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「100分の202.5」を「100分の217.5」に改める。

第 2 条 常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「100分の187.5」を「100分の195」に改め、同条第2号中「100分の217.5」を「100分の210」に改める。

第 3 条 第 3 項 中 「100 分 の 40」 を 「100 分 の 34」 に 改 め る 。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常勤の副管理者の給与に関する条例第2条の規定(次項においてこれらを「新条例の規定」という。)は、平成26年12月の期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の常勤の副管理者の給与に関する条例第2条の規定に基づいて平成26年12月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 26 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 4 号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年四日市港管理組合条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

現 業 職 員 給 料 表

区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	135,100	176,200	221,300	280,900
	2	135,700	177,700	222,500	282,800
	3	136,300	179,100	223,700	284,700
	4	136,900	180,500	224,700	286,400
	5	137,600	182,000	226,000	288,300
	6	138,700	183,400	227,500	290,500
	7	139,900	184,800	229,000	292,700
	8	141,000	186,200	230,500	294,900
	9	142,100	187,700	231,900	296,800
	10	143,200	189,500	233,800	298,900
	11	144,300	191,300	235,700	301,000
	12	145,400	193,100	237,500	303,100
	13	146,500	194,700	239,200	305,200
	14	147,900	196,500	241,100	307,300
	15	149,200	198,300	242,900	309,400
	16	150,500	200,100	244,800	311,500
	17	151,800	201,800	246,500	313,400
	18	153,300	203,600	248,400	315,500
	19	154,800	205,400	250,200	317,600
	20	156,400	207,200	252,000	319,700
	21	157,700	208,800	253,700	321,700
	22	159,200	210,700	255,700	323,800
	23	160,700	212,600	257,700	325,900
	24	162,200	214,500	259,700	328,000
	25	163,600	216,300	261,600	329,600
	26	166,300	218,200	263,500	331,700
	27	168,900	220,100	265,400	333,800
	28	171,500	222,000	267,200	335,800
	29	174,200	223,700	269,200	337,700
	30	175,900	225,600	271,100	339,700
	31	177,600	227,500	273,000	341,700
	32	179,300	229,400	274,900	343,700
	33	180,800	231,000	276,700	345,600
	34	182,600	232,800	278,600	347,500

	35	184,400	234,500	280,500	349,400
	36	186,100	236,300	282,400	351,300
	37	187,700	237,700	284,100	353,100
	38	189,200	239,200	286,000	354,700
	39	190,700	240,700	287,900	356,300
	40	192,200	242,200	289,800	357,900
	41	193,500	243,600	291,500	359,600
	42	194,800	245,100	293,300	360,800
	43	196,100	246,600	295,100	362,000
	44	197,400	248,200	296,900	363,100
	45	198,700	249,500	298,700	364,100
	46	200,000	251,100	300,400	365,200
	47	201,300	252,700	302,100	366,200
	48	202,600	254,300	303,800	367,300
	49	203,800	255,700	305,500	368,200
	50	205,100	256,600	307,200	368,900
	51	206,400	257,500	308,900	369,600
	52	207,700	258,300	310,600	370,300
	53	208,800	258,900	311,800	370,900
	54	209,900	260,100	313,400	371,600
	55	211,000	261,300	315,000	372,300
	56	212,100	262,500	316,600	373,000
	57	213,300	263,700	318,300	373,500
	58	214,300	264,900	319,900	374,200
	59	215,300	266,100	321,500	374,900
	60	216,300	267,300	323,100	375,600
	61	217,100	268,400	324,600	376,100
	62	217,900	269,600	325,800	376,800
	63	218,800	270,800	327,000	377,500
	64	219,700	272,000	328,200	378,200
	65	220,400	272,900	329,200	378,700
	66	221,700	274,000	331,500	379,400
再任 職員 以外の 職員	67	223,000	275,100	333,800	380,100
	68	224,300	276,200	336,100	380,800
	69	225,200	277,300	338,400	381,300
	70	226,400	278,400	340,700	381,900
	71	227,600	279,500	343,000	382,500
	72	228,800	280,600	345,300	383,100
	73	230,000	281,400	347,600	383,800
	74	231,200	282,300	348,700	384,400

75	232,400	283,200	349,800	385,000
76	233,600	284,100	350,900	385,600
77	234,800	285,000	352,100	386,200
78	236,000	285,800	353,100	386,800
79	237,200	286,600	354,000	387,400
80	238,300	287,400	355,000	388,000
81	239,400	288,300	356,000	388,700
82	240,400	289,100	356,900	389,300
83	241,400	289,900	357,800	389,900
84	242,400	290,700	358,700	390,500
85	243,500	291,400	359,600	391,200
86	244,500	292,000	360,500	391,700
87	245,400	292,600	361,400	392,300
88	246,400	293,200	362,300	392,900
89	247,400	293,600	363,200	393,600
90	248,300	294,200	364,100	394,200
91	249,200	294,800	365,000	394,800
92	250,100	295,400	365,900	395,400
93	251,000	295,800	366,600	396,100
94	251,800	296,400	367,500	396,700
95	252,600	297,000	368,400	397,300
96	253,400	297,600	369,300	397,900
97	254,200	298,000	370,000	398,500
98	254,800		370,900	399,100
99	255,400		371,800	399,700
100	256,000		372,700	400,300
101	256,400		373,400	401,000
102	256,900		374,300	401,600
103	257,400		375,100	402,200
104	257,900		376,000	402,800
105	258,500		376,700	403,400
106	259,000		377,600	403,900
107	259,500		378,500	404,500
108	260,000		379,400	405,100
109	260,400		380,100	405,800
110	260,700		381,000	406,400
111	261,000		381,900	407,000
112	261,300		382,800	407,600
113	261,500		383,500	408,300
114	261,900		384,300	

115	262,300			385,200	
116	262,700			386,100	
117	262,900			386,800	
118				387,400	
119				388,000	
120				388,600	
121				389,100	
122				389,700	
123				390,300	
124				390,900	
125				391,400	
126				392,000	
127				392,600	
128				393,200	
129				393,700	
130				394,300	
131				394,900	
132				395,500	
133				396,000	
134				396,500	
135				397,100	
136				397,700	
137				398,200	
再任用職員	187,400	215,100		245,100	279,800

備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

規 則

四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布します。

平成 26 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 4 号

四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年四日市港管理組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の責務)

第 2 条 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が行う必要な能力の維持向上のための取組を支援する等当該職員の職務への円滑な復帰を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(任命権者)

第 3 条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第 4 条 配偶者同行休業の承認を受けようとする職員は、配偶者同行休業承認申請書により、任命権者に対し、当該配偶者同行休業を始めようとする日の 1 月前までに、その承認を申請するものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第 5 条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第 6 条 条例第 8 条第 3 号の規則で定める事由は、配偶者同行休業をしている職員が四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年四日市港管理組合条例第 2 号）第 15 条に規定する特別休暇のうち四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年四日市港管理組合規則第 6 号）第 11 条第 8 号に掲げる場合における休暇を取得することとなったこととする。

(届出)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項第 5 号の規則で定める事由は、前条に規定する事由に該当することとなった場合及び次に掲げる事項に変更を生じることとなった場合（第 2 号に掲げ

る事項にあつては、配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由に変更を生じることとなった場合であつて、当該変更後の事由が引き続き条例第 5 条に規定する配偶者外国滞在事由に該当するときに限る。) とする。

(1) 配偶者の氏名又は職業

(2) 配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由及び当該事由が継続することが見込まれる期間

(3) 当該職員及び配偶者の外国における住所又は居所

2 条例第 9 条第 1 項の届出は、配偶者同行休業状況変更届により行うものとする。

(配偶者同行休業をしている職員の職務復帰)

第 8 条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第 8 条第 2 号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消されたときを除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業に係る人事異動通知書の交付)

第 9 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第 6 号に掲げる場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

(1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合

(2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合

(3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(4) 条例第 10 条第 1 項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(5) 条例第 10 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合

(6) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第 10 条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（四日市港管理組合職員の給与に関する条例施行規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 9 号）の規定によりその例によることとされる三重県人事委員会規則 7—7（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）第 33 条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者と協議して、その者の号給を調整することができる。

(雑則)

第 11 条 第 4 条の配偶者同行休業承認申請書及び第 7 条第 2 項の配偶者同行休業状況変更届の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

四日市港管理組合訓令第 14 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 26 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成 8 年四日市港管理組合訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表第 55 号の項を同表第 56 号の項とし、同表第 5 号の項から第 54 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 4 号の項第 2 号中「期間延長」の次に「の承認」を加え、同項第 4 号中「臨時的任用の承認」を「臨時的任用職員の任免」に改め、同項第 9 号中「届出に関する事務」を「届出の受理」に改め、同項を同表第 5 号の項とし、同表第 3 号の項の次に次のように加える。

4	職員の配偶者同行休業に関する事務	1	地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の規定による配偶者同行休業の承認					○	
		2	法第 26 条の 6 第 4 項の規定による配偶者同行休業の期間延長の承認					○	
		3	法第 26 条の 6 第 6 項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し					○	
		4	法第 26 条の 6 第 7 項の規定による臨時的任用職員の任免					○	
		5	四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年四日市港管理組合条例第 1 号）第 9 条第 1 項の規定による届出の受理					○	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

平成 26 年度四日市港管理組合一般会計等補正予算が平成 26 年 12 月 25 日に成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

平成 26 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14,280 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,116,262 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		3,423,547	△ 54,794	3,368,753
	1 負担金	3,423,547	△ 54,794	3,368,753
2 使用料及び手数料		564,758	30,310	595,068
	1 使用料	564,758	30,310	595,068
5 繰入金		30,000	40,845	70,845
	1 基金繰入金	30,000	40,845	70,845
6 諸収入		22,353	△ 2,081	20,272
	2 受託事業収入	2,910	△ 2,000	910
	3 基金繰入金	18,893	△ 81	18,812
歳 入	合 計	6,101,982	14,280	6,116,262

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		19,736	△ 613	19,123
	1 議会費	19,736	△ 613	19,123
2 総務費		724,588	26,385	750,973
	1 総務費	714,835	26,400	741,235
	3 監査委員費	8,843	△ 15	8,828
3 港湾管理費		671,517	8,119	679,636
	1 港湾管理費	671,517	8,119	679,636
4 港湾建設費		2,143,229	△ 1,506	2,141,723
	1 港湾建設費	2,143,229	△ 1,506	2,141,723
5 公債費		2,541,912	△ 18,105	2,523,807
	1 公債費	2,541,912	△ 18,105	2,523,807
歳 出	合 計	6,101,982	14,280	6,116,262

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
行政事務用機器 賃借に係る契約	平成27年度～ 平成29年度	千円 396	平成27年度～ 平成31年度	千円 2,992
施設設備保全業務 委託等に係る契約	平成27年度	11,245	平成27年度～ 平成29年度	407,792

平成 26 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 57,252 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,498,441 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		1,682,059	55,726	1,737,785
	1 使用料	1,682,059	55,726	1,737,785
2 財産収入		387,257	44,619	431,876
	1 財産運用収入	387,257	10,000	397,257
	2 財産売払収入	0	34,619	34,619
3 繰入金		403,353	△ 68,909	334,444
	1 基金繰入金	403,353	△ 68,909	334,444
4 繰越金		20,000	21,812	41,812
	1 繰越金	20,000	21,812	41,812
5 諸収入		58,520	4,004	62,524
	2 雑入	58,124	4,004	62,128
歳 入	合 計	3,441,189	57,252	3,498,441

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 管理費		663,565	76,087	739,652
	1 施設管理総務費	325,567	76,882	402,449
	2 施設管理費	203,548	1,248	204,796
	3 ひき船事業費	134,450	△ 2,043	132,407
2 建設事業費		996,070	0	996,070
	1 建設事業費	996,070	0	996,070
3 公債費		1,781,554	△ 18,835	1,762,719
	1 公債費	1,781,554	△ 18,835	1,762,719
歳 出	合 計	3,441,189	57,252	3,498,441

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
鉄鋼上屋耐震補強及び改修事業に係る契約	平成27年度	千円 150,000

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
行政事務用機器 賃借に係る契約	平成27年度	千円 15	平成27年度～ 平成31年度	千円 565
施設設備保全業務 委託等に係る契約	平成27年度	10,343	平成27年度～ 平成29年度	35,615
霞ヶ浦北ふ頭荷役機械 建設事業に係る契約	平成27年度～ 平成28年度	800,000	平成27年度～ 平成28年度	1,000,000

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載して
います。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
